

特色ある県立高校づくり懇談会 開催要綱

(目的)

第1 生徒や地域の期待に応える特色ある県立高校とするため、有識者や様々な方々から幅広く意見などを求め、新たな学びや学校づくりに反映することを目的に、特色ある県立高校づくり懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

なお、懇談会は、地方自治法第138条の4第3項の規定による法律又は条例により設置された附属機関ではない。

(構成員及び実施方法)

第2 懇談会は、構成員15名以内とする。

2 構成員は、学識経験者その他教育委員会が適当と認める者のうちから教育委員会が依頼する。

3 懇談会に座長を置く。

4 必要に応じ、構成員以外の者の出席者を求め、その意見を聴くことができる。

(開催期間)

第3 懇談会は、令和6年3月31日までの間、開催するものとする。

(雑則)

第4 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和5年5月16日から施行する。